

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大桑村は、新型インフルエンザ予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県大桑村長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務
②事務の概要	①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ③転入者・予診票紛失者への予診票の配付 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤実費徴収に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)新型インフルエンザ等予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に上記事務概要が含まれる項 95、96の項 情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」第四欄(特定個人情報)に上記事務概要が含まれる項 95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大桑村役場 総務課 〒399-5503 長野県木曾郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-3080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大桑村役場 福祉健康課 〒399-5503 長野県木曾郡大桑村長野880-1 電話:0264-55-4003
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や情報照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	大桑村情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠可能な書棚等に保管することを徹底している ・USB メモリ等の外部接続端末は、事前に許可を得た端末でのみ使用可能になるよう制御を行い、外部接続端末は使用簿に使用時間や使用目的を記入し、管理者の承認を得たうえで持ち出している ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存するようにしている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 須賀 幸弘	住民課長 奥野 敦	事後	
平成29年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 奥野 敦	住民課長 古谷 賢一	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1～9	なし	新様式への変更に伴うリスク対策実施状況の追加	事後	
令和3年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長野県木曾郡大桑村長野2778	長野県木曾郡大桑村長野880-1	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いは関係する問い合わせ 連絡先	長野県木曾郡大桑村長野2775-6	長野県木曾郡大桑村長野880-1	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー、(4)ワクチン接種記録システム(VRS)	(1)健康管理システム、(2)中間サーバー、(3)団体内統合利用番号連携サーバー	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第67の2条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、3項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条8号および別表第二の16の2、17、18、19項、115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153の項	事後	
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点での 計数か	平成31年1月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点での 計数か	平成31年1月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月30日	IV 8. 人手を介在させる作業	なし	様式変更に伴う項目追加	事後	
令和8年3月30日	IV 11. もっとも優先度が高い と考えられる対策	なし	様式変更に伴う項目追加	事後	